

秋田県立秋田明德館高等学校教務システム導入業務委託
企画提案競技実施要領

1 趣旨

通信制課程における教務事務等は、レポート添削、スクーリング、単位修得試験といった一連の学習過程を生徒個別の進捗に合わせて管理する必要があり、全日制課程とは異なるシステム仕様が求められる。

これら教務事務等の効率化と教職員の働き方改革を推進するためには、通信制課程に特化した専用の教務システム導入が不可欠であり、今回のシステムの導入により、生徒の学習定着状況に応じた授業改善や個別最適な学びの支援を充実させ、教育の質の向上を図ることを目的とする。

本業務の事業者選定にあたっては、費用面のみならず、導入目的を達成し得る機能などを総合的に評価する必要があることから、企画提案競技方式により行うものであり、その必要事項を定める。

2 名称及び概要

(1) 名称

秋田県立秋田明德館高等学校教務システム導入業務委託

(2) 内容

「秋田県立秋田明德館高等学校教務システム導入業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

(3) 委託者

秋田県

(4) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 契約上限金額

上限金額は、3,218,600円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

ただし、この金額は契約時の予定金額を示すものではなく、事業の規模を示すものである。

4 事務局

秋田県教育庁高校教育課 調整・企画チーム

住 所 〒010-8580 秋田県秋田市山王三丁目1番1号

電 話 018-860-5161

F A X 018-860-5808

E-mail koukou@pref.akita.lg.jp

5 参加資格

企画提案競技に参加しようとする者は、次の要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。
- (3) 過去5年間に、国又は地方公共団体と同種又は類似する契約（教務システム等のライセンス使用、売買、賃貸借等）を締結し、履行した実績を有すること。
- (4) 公募期間中に国又は地方公共団体により指名停止を受けていないこと。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団という。以下同じ。）、暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。

6 企画提案書の作成及び提出

- (1) 企画提案書及び必要書類の提出をもって、参加表明とする。
- (2) 提案は1案に限る。（複数の提案は不可。）
- (3) 提出書類
 - ①参加資格説明書（様式第1号）
 - ②電子データの保存等に関する申出書（様式第2号）
 - ③受注実績整理表（様式第3号）（確認のための契約書等の写しを添付すること。）
 - ④企画提案書（様式第4号）
 - ⑤企画提案書添付書類（任意様式）
 - ⑥委託経費総額（消費税及び地方消費税を含む。）（任意様式）
- (4) 企画提案書の記載項目及び枚数等
 - ①仕様書の具現化に関する企画提案内容及び本業務の履行計画を記載すること。
 - ②添付書類を含め30枚以内にまとめること。
 - ③製本の方法は自由とするが、書類が容易に離散しないように閉じること。
- (5) 提出部数及び留意事項
 - ①正本1部、副本5部
 - ②正本には代表者の印鑑を押印すること。
- (6) 提出方法及び場所

4の事務局に持参又は郵送すること。
- (7) 提出期限

令和8年8月25日（火）から令和8年9月4日（月）までの午前9時00分から午後5時15分（郵送による場合には、簡易書留によることとし、同日午後5時15分まで必着）とする。

7 仕様書等関係書類の交付期間及び交付方法

（1）交付期間

公告の日から令和8年8月25日（火）までの9時00分から午後5時15分まで

（2）交付方法

4の事務局において交付するほか、秋田県公式WEBサイト「美の国秋田ネット」からダウンロードすることができる。

8 提案に係る質疑応答

（1）提出形態

会社名、担当者の所属・氏名、電話・FAX番号、メールアドレス、質問内容及び質問内容を端的に表す題を明記した書面による。

（2）提出方法及び場所

4の事務局に持参、郵送又は電子メール送信によること。

（3）受付期間

令和8年8月24日（月）午後5時15分まで

（4）回答方法

美の国秋田ネットにより、令和8年8月25日（火）までに質問及び内容を公開する。なお、回答内容は本要領及び仕様書の追加又は修正とみなすこと。

（5）その他

企画提案書に関する事項について、事務局に対する照会及び連絡等は、この要領に定める手続き以外は受理しない。

9 委託予定者の選定

（1）選定方法

秋田県教育庁高校教育課内に設置する秋田県立秋田明德館高等学校教務システム導入業務委託委託企画提案競技審査委員会において、次により選定する。

①企画提案内容を審査基準に基づき審査し、最も優れた提案者を選定して委託予定者とする。

ただし、選定された者が辞退するか、又は5の要件を満たさなくなった場合には、次点の者を選定することができる。

②企画提案内容の審査にあたり、ヒアリングを実施する。なお、ヒアリング時の説明者は、必要に応じてプロジェクタ等を使用して視覚的に提案内容を説明することができる。

③ヒアリング実施日時等は、事務局から提案者に通知する。

(2) 審査基準

「秋田県立秋田明德館高等学校教務システム導入業務委託企画提案競技審査基準」のとおり。

(3) 選定の時期

令和8年9月中旬までに選定する。

(4) 審査結果の通知

提案者には、提案内容の審査後、速やかに採否の結果を書面により通知する。

10 契約の締結

審査会で選定された最優秀提案者を契約予定事業者とし、提案書を踏まえ予算の範囲内で契約内容を決定する。契約内容決定後、契約予定事業者と随意契約手続きに入る。

11 その他

(1) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本語通貨に限る。

(2) 提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。

(3) 提案が次の条件の一つに該当する場合には、審査の対象から除外する。

①虚偽の内容が記載されている文書

②関係者に対し、工作等不当な活動を行ったと認められる者

③定めた提出方法、提出先又は期限に適合しない企画提案書

(4) 提出期限以降の企画提案書の差替又は再提出は認めない。

(5) 提出された企画提案書は返却しない。

(6) 提出された企画提案書の機密保持には十分配慮する。

(7) 委託予定者の提案内容は、教材導入の仕様として採用する。ただし、必要に応じて秋田県と委託予定者との協議により、内容を追加、変更又は削除することがある。